

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三原市選挙管理委員会及び廿日市市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更	
名 称	所 在 地	事 項	変 更 後	名 称	所 在 地
羽倉老人集会所	三原市久井町羽倉一四三四番地	名称	△ 羽倉コミュニティホール	名称	廿日市市佐方一五番地
泉老人集会所	三原市久井町泉一三四一番地一〇	名称	△ 泉コミュニティホーム	名称	廿日市市佐方一〇五八番地
黒郷老人集会所	三原市久井町和草二〇四二番地一	名称	△ 黒郷コミュニティホール	名称	三原市高坂町真良一八八番地
和草地区多目的集会施設	三原市久井町和草七六一番地一	名称	△ 和草コミュニティホール	名称	三原市大和町萩原二四〇八番地一
蔵宗多目的集会所	三原市大和町蔵宗一二四四番地二	名称	△ 蔵宗コミュニティホール	名称	三原市大和町萩原二四〇八番地一
萩原多目的集会所	三原市大和町萩原二四〇八番地一	名称	△ 萩原コミュニティホール	名称	三原市大和町福田三九三番地
福田生活改善センター	三原市大和町福田三九三番地	名称	△ 福田コミュニティホール	名称	三原市高坂町真良一八八番地
下一集会所	三原市高坂町真良一八八番地	名称	高坂南集会所	名称	三原市高坂町真良一八八番地
佐方西集会所	廿日市市佐方一〇五八番地一	所在地	廿日市市佐方一五番地	所在地	廿日市市佐方一〇五八番地一